

平成 27 年度行政監査の結果（概要）

1 監査のテーマ

審議会等の運営及び活動状況について

2 監査の目的及び着眼点

審議会等の附属機関及び附属機関に準じる機関が、市政に専門的な知識・技術や市民意見を反映させる手段として適切に運営されているか監査を行った。

監査の着眼点は次のとおりである。

- (1) 設置の根拠や目的は明確か。
- (2) 女性委員や公募委員の選任は図られているか。
- (3) 委員の年齢層や在任期間は考慮されているか。
- (4) 会議の公開や会議録の公表はされているか。
- (5) 委員への報酬等の支払は適切か。
- (6) 会議の結果は市政にどのように反映されているか。

3 監査の対象

附属機関及び附属機関に準じる機関として設置している審議会等 52 機関

4 監査の結果

実態調査の主なものは、次のとおりである。

設置根拠について

・ 附属機関（34 機関）	条例 15、法令任意 12、法令必置 7（機関）
・ 附属機関に準じる機関（18 機関）	要綱 12、法令任意 3、その他 2、規則 1（機関）

女性委員の選任について

女性委員の割合を平成 29 年度までに 35%にするという目標を掲げ、女性人材バンク要綱等を通じて、審議会等への女性委員の積極的な登用を進めている。

・ 女性委員の登用率が 35%以上の機関	15 機関（構成比 28.8%）
・ 全委員に占める女性委員の割合	25.7%
・ 女性が選任されていない機関	7 機関（構成比 13.5%）

公募委員の選任について

設置目的、所掌事項等を勘案した上で、公募により選任する委員の比率を高めるよう努めることとしている。

・ 公募委員を選任している機関	30 機関（構成比 57.7%）
・ 全委員に占める公募委員の割合	10.4%

委員の在任期間について	
同一の附属機関等において同一人を再任する場合は、原則としてその在任期間が引き続き10年を超えないこととしている。	
・在任期間が10年を超える委員の数	33人（構成比4.6%）
会議の公開について	
会議の開催については、特別な理由がある場合を除き公開することとしている。	
・会議を非公開としている機関	10機関（構成比20.8%）
会議録の作成及び公表について	
特別な理由がある場合を除き会議録は公表することとしている。	
・会議録を作成していない機関	8機関（構成比16.7%）
・会議録を市ホームページ等で公表している機関	24機関（構成比50.0%）
委員への報酬等について	
・役務に対する対価を支給していない機関	5機関（構成比9.6%）
審議結果等の市政への反映状況について	
・事業に反映しているとする機関	23機関

5 監査意見

(1) 市民参加によるまちづくりの視点から

本市は、自治基本条例において、市民参加を市民自治によるまちづくりの基本原則の一つに位置付け、市政運営への市民参加を推進している。審議会等の運営における委員の選任、会議の公開及び会議録の公表等並びに市民への情報提供は、市民参加の観点に十分配慮して行うこと。

(2) 審議会等の設置及び運営に関する基準

公の施設の運営委員会や運営協議会の中には、条例で設置しているものと要綱で設置しているものがある。他の自治体の事例も参考にして、審議会等の設置及び運営に関する基準の策定について検討を進める必要がある。

(3) 会議の開催や答申等がない審議会等

社会情勢の変化により必要性が低下してきた審議会等について不断の見直しが求められる。また、答申や提言につながらない場合でも、活動成果や活動状況等の情報を市民に提供する取組が必要である。

(4) 報酬等の支払がない審議会等

附属機関に準じる機関において、謝礼金が支払われていないものがあり、その理由が明確ではないものがあつた。謝礼金を支払わない理由について検討する必要がある。